

【令和8年度】

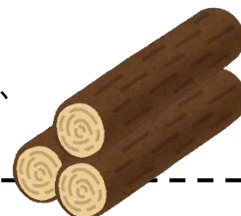
緊急間伐・搬出間伐募集します！

伊賀市内の森林の適正を推進するため、以下の条件に該当する森林で間伐施業を実施される森林所有者の方は、「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金」を受けることができます。

希望される方は補助金交付申請書に必要事項を記入の上、伊賀市役所未来の山づくり推進課、各支所、または伊賀森林組合へ提出してください。

なお、予算の都合により補助金対象数量を制限する場合がありますので、

原則として、施業は決定通知書が届いた後に開始してください。



〈補助森林の森林等〉

- ①実施森林の林齢は、概ね 26 年生から概ね 60 年生までのスギまたはヒノキの人工林であること。
- ②間伐面積は、概ね 1,000 m²以上とすること。
- ③間伐により、全体の成立本数の概ね 30%以上を伐採すること。
- ④当該森林が、過去 5 年以内(令和 3 年度～令和 7 年度)に間伐補助を受けていないこと。
- ⑤申請本数は、1 申請(森林所有者)当たり 3,000 本以内とする。

〈搬出間伐単価適用の要件〉

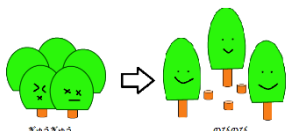
- ① 概ね 26 年生から 35 年生までは、施業本数 100 本当たり 3 m³以上、36 年生から概ね 60 年生までは、施業本数 100 本当たり 7 m³以上を市内の原木市場等へ搬出すること。
- ② 実績報告書提出時には、①の状況を確認できる森林からの搬出作業の写真および、市内の原木市場等への用材としての出荷伝票を提出すること。
- ③ 未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金の対象となる分は、搬出間伐単価適用要件における材積に含めることはできない。

〈備考〉

- ・間伐施業は、適切な手順により、安全確認を十分に行ったうえで実施してください。
- ・すべての伐採木の切り株には、濃色の油性ペンまたはクレヨンで確実に通し番号を記入してください。
- ・胸高直径が 20cm 以上の場合は、受け口および追い口を作設してください。

対象期間	募集締切	実績報告書 提出締切	備考
交付決定日 ~ 令和9年2月28日	随時受付	令和9年 3月5日	※搬出間伐の場合は、令和9年2月の2回 目の市までに出荷する必要があります。

林 齢	搬出間伐補助金額 (1 本当たり)	切捨て間伐補助金額 (1 本当たり)
概ね 26 年生～35 年生	290円 (100 本当たり 3 m ³ 以上の搬出)	200円
36 年生～概ね 60 年生	442円 (100 本当たり 7 m ³ 以上の搬出)	286円



【お問合せ】 伊賀市役所 未来の山づくり推進課 TEL:0595-41-0934